二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のものに限る。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

試料	イ　（略） ロ　汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。
試料液	イ　無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性の水底土砂にあっては、試料に溶媒（水（日本産業規格K〇五五七に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ・ハ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二　（略）

第二　検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる有害物質の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表一に掲げる方法
二　（略）	（略）

二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行い、できるだけ速やかに三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のものに限る。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。

試料	イ　（略） ロ　汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあっては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあっては有姿のまま採取し、粉砕した後、日本産業規格Z八八〇一―一（二〇〇六）に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。
試料液	イ　無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性の水底土砂にあっては、試料に溶媒（水（日本産業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。 ロ・ハ　（略）
溶出	（略）
備考	（略）

二　（略）

第二　検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる有害物質の重量（単位ミリグラム）を求めることにより行うものとする。

一　アルキル水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号（以下「水質環境基準告示」という。）付表三及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（以下「排水基準告示」という。）付表三に掲げる方法
二　（略）	（略）